

令和6年小布施町議会9月会議会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月2日（月）午前10時再開

再 開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定

日程第 3 議案第51号 小布施町犯罪被害者等支援条例

日程第 4 議案第52号 小布施町福祉医療費資金貸付基金条例及び小布施町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第53号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第54号 小布施町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第55号 小布施町指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第56号 令和6年度小布施町一般会計補正予算（第4号）

日程第 9 議案第57号 令和6年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第58号 令和6年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第59号 令和6年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第60号 令和6年度小布施町下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 決算特別委員会の設置

日程第14 決算特別委員会の委員の選任

日程第15 議案第61号 令和5年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定

日程第16 議案第62号 令和5年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第 17 議案第 63 号 令和 5 年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 18 議案第 64 号 令和 5 年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 19 議案第 65 号 令和 5 年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 20 議案第 66 号 令和 5 年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 21 議案第 67 号 令和 5 年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定
- 日程第 22 決算審査報告
- 日程第 23 議案第 68 号 損害賠償の額の決定
- 日程第 24 議案第 69 号 小布施町道路線の認定
- 日程第 25 議案第 70 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- 日程第 26 陳情第 1 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての陳情
- 日程第 27 陳情第 2 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情
- 日程第 28 陳情第 3 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情
- 日程第 29 陳情第 4 号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情
- 日程第 30 陳情第 5 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情
- 日程第 31 議会報告第 7 号 定期監査の報告
- 日程第 32 議会報告第 8 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び賃金附則比率の報告
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14 名）

1 番 田 中 助 一 君

3 番 山 崎 博 雄 君

5 番 久保田 守 彦 君

7 番 関 良 幸 君

9 番 中 村 雅 代 君

2 番 村 中 容 君

4 番 小 倉 繭 君

6 番 竹 内 淳 子 君

8 番 寺 島 弘 樹 君

10 番 福 島 浩 洋 君

11番 小林 一 広 君

12番 小 渕 晃 君

13番 関 悦 子 君

14番 小 西 和 実 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 桜 井 昌 季 君

副 町 長 田 中 洋 友 君

教 育 長 山 崎 茂 君

総 務 課 長 須 山 和 幸 君

企画財政課長 大 宮 透 君

住民税務課長 宮 川 伸 幸 君

健康福祉課長 原 茂 君

産業振興課長 宮 崎 貴 司 君

建設水道課長 芋 川 享 正 君

子 ど も 課 長 益 満 崇 博 君

生涯学習課長 藤 沢 憲 一 君

監 査 委 員 持 田 宏 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 利 一

書 記 草 間 愉佳子

再開 午前10時00分

◎再開の宣告

○議長（小西和実君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

ただいまより令和6年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、9月会議と呼称いたします。

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（小西和実君） 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、登壇願います。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

令和6年小布施町議会9月会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏も昨年同様、全国的に記録的な猛暑となりました。町でも、まだまだ暑い日が続いておりますが、8月下旬以降、朝晩は過ごしやすい日も増えつつあり、秋の気配が漂う季節となりました。

心配されておりました台風10号による被害はありませんでしたが、まだまだ台風シーズンは続きます。町民の皆様には、災害への備えを引き続きお願いいたします。

今年は大きな災害もなく、農作物はここまで順調な生育状況となっていると伺っております。このまま何事もなく豊作の秋を迎えられることを願うばかりであります。

主要事業の進捗状況と今後の予定を申し上げます。

地域防災及び環境に係る取組について申し上げます。

台風10号の影響を考慮して、昨日予定しておりました町総合防災訓練を中止といたしました。防災訓練に先駆けて、災害リスクとそれに向けた対応について、全自治会の自主防災会役員を対象とした防災講習会を6月に開催いたしました。引き続き、町の防災力向上のた

めに、災害に即応できる体制づくりを進めてまいります。

地域の脱炭素の推進や防災力の強化、電力価格高騰への対応等を目的として、昨年度より、自家消費型の屋根上太陽光発電と蓄電池を一体的に設置する住宅に対して、新たに町独自の補助制度を創設したところですが、今年度より、屋根上太陽光発電のみの設置に対しても補助対象を拡大しております。まだ予算に余裕のある状況ですので、多くの町民の皆さんにご活用いただきますようお願いをいたします。

総合計画及び交流のまちづくりについて申し上げます。

今年度策定を進めております第7次総合計画につきまして、町民の皆さんの声を計画に反映することを目的に、7月以降、様々なテーマの下で、町民ワークショップを開催しております。小布施町の魅力や今後に向けた取組について、幅広い視点からご意見をいただいております。次回は9月8日の開催を予定しておりますので、多くの町民の皆さんのご参加をお待ちしております。

8月4日には、北斎ホールにおいて、町民の皆さん一人一人の幸せを見いだすきっかけづくりの場として、第2回小布施しあわせ会議を開催しました。当日は、町内外から40名の方にご参加いただき、幸福学研究の第一人者である武蔵野大学の前野先生と中村先生の進行の下、町民一人一人が幸せを感じられるまちづくりの在り方について考える場となりました。

今回の会議の場で生まれたアイデアを振り返りながら、より深く幸せを探究する場として、今年度は「しあわせ探求講座」と題し、少人数の対話の場を企画しております。9月8日、9月29日に実施を予定しておりますので、多くの町民の皆さんのご参加をお待ちしております。

9月17日には、これまで小布施町が進めてきた交流事業を通じてご縁をいただきました首都圏在住の皆さんとのつながりを深める機会として、東京都内で「おぶせ縁会」と題したイベントを開催いたします。コロナ禍で途絶えていた交流を再び結び直し、新しく町の取組に関わっていただけるよう、試行的な取組として実施する予定であります。

今後も、町を身近に感じていただいている町外在住の皆さんとのつながりを大切にして、地域の活性化につなげられるよう取り組んでまいります。

定額減税、調整給付金について申し上げます。

国の経済対策に基づいて、所得税及び個人住民税に係る定額減税が実施されています。その際、定額減税し切れないと見込まれる方々に対しては、当該定額減税し切れない額を1万円単位に切り上げて算定した調整給付金が支給をされます。

6月会議で補正予算をお認めいただき、事務を進めているところですが、調整給付金の対象となる約2,200人の方に対して、9月上旬に確認書を郵送いたしますので、確認書が届きましたら内容をご確認いただき、書類をご返送いただきますようお願いをいたします。

空き家対策及び都市計画並びに景観まちづくりについて申し上げます。

昨年11月に、町民の皆さん1,000人を対象として行いました都市計画マスタープラン改定のアンケートでは、土地利用の項目で、空き家・空き地の活用促進が、町民の皆さんの最も高い関心事でした。

現在、空き家問題に対し、庁内関係部署で構成したプロジェクトチームで一体的に取り組むよう、体制づくりを行っております。限られた面積の当町において、空き家・空き地の利活用の推進が、今後の土地利用や景観の観点からも重要な要素であることを認識し、今までの東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボの調査研究から得られた結果や農地調査の結果などとともに、現在取り組んでおります都市計画マスタープランや景観計画の改定にも、その要素を盛り込む予定であります。

小布施町の豊かな農村景観を大切にしながら、より持続的な農業の展開と暮らしやすい町をつくるため、関係各所が連携し、取組を進めてまいります。

農業振興及び商工振興並びに農村地域の活性化について申し上げます。

7月30日に、「小布施の持続可能な農業に向けた集い」を開催いたしました。これは今年度、町総合計画や農業農村地域計画、農業振興地域整備計画の策定・見直しをするに当たり、農家や農業関係者の皆さんと膝詰めで話し合い、目指すべき農業の将来像や担い手の確保、農地利用などについて考えていこうというものです。

2回目を8月29日に予定しておりましたが、台風接近のため、9月18日に延期をいたしました。それ以降も引き続き開催していきますので、大勢の農業関係者の皆さんに参加していただきたいと考えております。

8月1日から1か月の間、昨年に引き続き2回目となる「小布施丸なすフェア」を開催いたしました。町内10事業所にご協力をいただきまして、信州の伝統野菜にも認定されております小布施特有の丸マスを様々な料理にアレンジして提供していただくとともに、青果の販売も行いました。

8月19日から26日にかけて、農地パトロールを実施いたしました。5月に新たに選任された農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんと町内全域を回り、遊休農地の把握や違反転用の発見などに努めました。

今後、調査結果を基に、遊休農地の解消や農地の流動化・集約化を図ってまいります。

健康福祉について申し上げます。

来年１月まで、生活習慣病の予防を目的に、国保の特定健診を中心に、町民健診・高齢者健診を進めています。また、各種がん検診を今月以降も随時予定しております。お申込みのない皆さんも随時受け付けておりますので、保健センターまで連絡いただき、健診、がん検診をぜひ受診していただきますようお願いを申し上げます。

高齢者の生活支援、移動支援を行う「えべさの会」が７月から活動を開始し、少しずつではありますけれども、活動の輪が広がっているところであります。勉強会の段階から町や町社会福祉協議会が関わってきており、引き続き支援をしてまいります。

毎年９月、敬老行事として、ご長寿の皆さんをお祝いし、米寿及び白寿の皆さんのお宅を訪問させていただいておりますけれども、ご長寿の皆さんが増加する中、訪問日時の調整が難しくなっている状況などを考慮し、昨年からは百賀と男女最高齢のみの訪問とさせていただいております。

今年は、米寿を迎えられる方が86名、白寿の方が10名、百賀の方が9名、百賀を超える方が12名の計117名おられます。最高齢の方は104歳をお迎えになられます。謹んで、皆さんの長寿をお祝い申し上げます。

９月は認知症月間です。これを機会に、認知症に対する正しい知識を持ち、適切な対応を学び、ご本人やご家族を応援するための「認知症サポーター養成講座」を受けられてみてはいかがでしょうか。

認知症は突然になるものではなく、記憶や思考などの認知機能が低下して、日常生活等の維持が徐々に困難になっていくものであって、初期の気づきと対応が重要となります。地域包括支援センターでは、認知症の疑いがあるご本人やそのご家族からの相談を随時受け付けておりますので、気になる方は遠慮なくご相談ください。

次に、教育、文化について申し上げます。

８月14日から20日までの日程で、第12回H L A B S H I N S H Uサマースクールが開催されました。今年は初めて、伊那市と小布施町の２会場で開催をされ、当町は17日から４日間、海外大学生によるセミナーなどの各種企画が行われました。

町内から２名の高校生が参加し、H L A Bの重要な理念である多様性、人種・国籍・文化の違いだけではない物事の見方や考え方に触れ、広い視野を得る機会となったものと思われます。

7月から、栗ガ丘小学校に英語指導助手（ALT）が派遣され、外国語活動の授業で先生方と共に教育活動を行っていただいております。とても明るく前向きな先生で、子供たちも親しみを持って交流ができているようです。今月からは、保育園や認定こども園でも園児たちとの交流活動を行っていただきます。

子供たちの心身の健全育成を目的に、9月15日、第42回小山田杯少年少女球技大会を開催いたします。競技種目は昨年と同様、ボッチャで行います。今年は、小・中学生が大会を通じて楽しく交流ができるようにとの思いから、小学生の部と中学生の部に分けず実施をいたします。39チーム、約190人の子供たちが参加を予定しています。議員各位には、大会の様子をご覧くださいとともに、子供たちへの声援をいただければ幸いです。

8月7日から、阪神甲子園球場で開催をされました第106回全国高等学校野球選手権大会に、長野県代表の長野日本大学高等学校のメンバーとして、小布施町出身の松本光世さん、石田雄也さんの2名が出場いたしました。甲子園での活躍は、多くの町民の皆さんに勇気と希望を与えてくれました。

また、小布施バレーボールクラブ男子が、8月22日から福井県で開催された全国中学校体育大会へ出場いたしました。決勝トーナメントで惜しくも敗れはしましたが、ふだんの練習の成果を十分に発揮されたことと思います。ほかにも、サッカー、空手、卓球、ダンス、将棋など、多くの皆さんが全国大会へ出場し、活躍をされました。

高井鴻山記念館では、9月7日に「妖怪夜会」を開催いたします。蔵の中で怪談や肝試し、また、幟の広場には屋台が出ます。大勢の皆さんにお越しいただけたら幸いです。

次に、本日提出いたしました議案について総括説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、新たに制定する条例1件、一部改正条例4件、令和6年度一般会計及び特別会計等補正予算5件、令和5年度一般会計及び特別会計等決算認定7件、損害賠償の額の決定1件、町道路線の認定1件、規約の変更1件の計20件です。

小布施町犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害者の皆様が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者の皆様の生活の再建及び権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、新たに制定するものです。

小布施町福祉医療費資金貸付基金条例及び小布施町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例並びに小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、本年12月2日以降、被保険者証の発行が廃止されることにより、「被保険者証」等の表現を変えるものです。

小布施町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例及び小布施町指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、主に地域包括支援センター運営協議会を規定する介護保険法施行規則の改正によるものです。

令和6年度一般会計補正予算（第4号）は、6億2,786万7,000円を追加し、補正後の額を71億8,899万6,000円とするものです。

歳出の主なものは総務費で、今後の財政の健全化を図るため、財政調整基金に1億5,396万3,000円、小布施ふるさと応援基金に1億6,793万5,000円を積み立てます。

このほか、人事異動等に伴う人件費の補正を行うとともに、民生費では、制度改正に伴う児童手当給付に係る補正として、児童手当給付事業費に2,773万9,000円、衛生費として、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種事業費として2,829万5,000円、再生可能エネルギーの拡大と地域防災の向上に向けて、公会堂屋根上太陽光・蓄電池導入工事など、重点対策加速化事業費として1億2,366万6,000円、土木費では、水路新設改良事業費として4,328万1,000円、スマートインター入口トイレの改築に向けて、電気幹線設備工事を追加で行う必要性などから、総合公園整備事業費として2,117万5,000円などを計上しました。

歳入は、町民税の所得割として2,000万円、普通地方交付税の額の確定により7,448万1,000円、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金7,272万9,000円、国からの児童手当負担金として2,993万6,000円、小布施ふるさと応援基金繰入金8,986万円、財政調整基金繰入金8,802万9,000円、水路新設改良事業に係る土木債として3,290万円などを見込んでおります。

特別会計補正予算につきましては、補正額及び補正後の額のみ申し上げます。

令和6年度国民健康保険特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ910万円を追加し、補正後の額を13億3,426万3,000円とするものです。

令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ404万6,000円を追加し、補正後の額を2億3,190万4,000円とするものです。

令和6年度介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6,289万9,000円を追加し、補正後の額を12億9,946万1,000円とするものです。

令和6年度下水道事業会計補正予算は、公共下水道事業と農業集落排水事業が特別会計であったときの消費税額が確定したことに伴い、還付となる消費税及び中間払いの消費税を計上するものです。

次に、令和5年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算について申し上げます。

一般会計は、歳入総額68億4,905万9,000円、歳出総額65億755万9,000円で、前年度と比べ、歳入で3億5,703万1,000円の減、歳出で5,571万4,000円の増となっており、歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額は3億4,150万円となっております。

令和6年度への繰越事業に充当すべき一般財源は3,357万5,000円となり、歳入歳出差引額からこれらを差し引いた実質収支額は3億792万5,000円です。

次に、水道事業会計を除く国民健康保険、下水道事業など5特別会計の総額は、歳入が33億2,440万2,000円、歳出が31億8,634万6,000円で、前年度と比べ、歳入で2.5%の増、歳出で1.6%の増となっております。

以降、歳入歳出の決算額のみ申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入総額は11億9,376万8,000円、歳出総額は11億8,021万8,000円で、実質収支は1,355万円。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億9,800万3,000円、歳出総額は1億8,676万9,000円で、実質収支は1,123万4,000円。

介護保険特別会計の歳入総額は12億2,374万2,000円、歳出総額は11億4,776万2,000円で、実質収支は7,598万円。

下水道事業特別会計の歳入総額は4億3,976万6,000円、歳出総額は4億1,385万5,000円で、実質収支は2,591万1,000円。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額は2億6,912万3,000円、歳出総額は2億5,774万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源7万5,000円を差し引いた実質収支は1,130万6,000円。

水道事業会計は、収益的支出で1億5,437万9,000円、資本的支出が10億2,332万7,000円。

以上が令和5年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算の概要となります。

損害賠償の額の決定は、現在国が進めております戸籍システムのクラウド化に伴い、現在使用している機器の一部の使用が終了することから、リース残存期間の賃貸借料を損害賠償金として支払うものです。

町道路線の認定は、民間事業者の造成事業に伴う道路1路線を認定するとともに、地元要望により行った道路新設工事の1路線、計2路線を認定するものです。

長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更は、本年12月2日以降、被保険者証の発行が廃止されることに合わせて、広域連合及び市町村が行う事務を列挙していた形を、「高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令に基づき行うものとされた事務を処理するもの」と変更するものです。

以上、議案につきまして総括説明を申し上げました。

よろしくご審議いただきまして、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、9月会議最終日に人事案件などの追加提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西和実君） 以上で町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

陳情の受理について報告いたします。

令和6年8月9日付で、日本国民救援会須高支部支部長、永井光明君から、刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての陳情、長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子君から、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情、長野県社会保障推進協議会代表委員、宮沢裕夫君ほか5名から、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情、訪問介護報酬の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情、令和6年8月19日付で、須高地区労働組合会議議長、植木浩司君、長野県憲法養護連合代表委員、松澤佳子君から、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情、以上5件の提出がありました。

陳情書は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承ください。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西和実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

13番 関悦子 議員

1番 田中助一 議員

以上の2名を指名いたします。

◎審議期間の決定

○議長（小西和実君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

9月会議の議会運営に関する議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

小林議会運営委員長。

〔議会運営委員長 小林一広君登壇〕

○議会運営委員長（小林一広君） 議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

9月会議の審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日2日から9月20日までの19日間とすることに全員一致で決定いたしましたことをご報告いたします。

○議長（小西和実君） お諮りいたします。9月会議の審議期間につきましては、議会運営委

員長報告のとおり、9月20日までの19日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月会議の審議期間は19日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

◎議案第51号～議案第55号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第3、議案第51号から日程第7、議案第55号までは、条例に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第51号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

須山総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 続いて、議案第52号から議案第55号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

原健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号から議案第55号までは、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号から議案第55号までは、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第8、議案第56号 令和6年度小布施町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第56号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号は、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号は総務産業常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎議案第57号～議案第60号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第9、議案第57号から日程第12、議案第60号までは、令和6年度小布施町特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則

第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第57号から議案第59号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。
原健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第57号から議案第59号までの説明が終わりました。

続いて、議案第60号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

芋川建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第60号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第57号から議案第60号までは、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎決算特別委員会の設置

○議長（小西和実君） 日程第13、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第61号 令和5年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について及び議案第62号から議案第67号までの令和5年度小布施町特別会計歳入歳出決算認定について

て、慎重審議を期すため、議長及び監査委員を除く12名をもって構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎決算特別委員会の委員の選任

○議長（小西和実君） 日程第14、決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において

田 中 助 一 議員	村 中 容 議員	山 崎 博 雄 議員
小 倉 繭 議員	久保田 守 彦 議員	竹 内 淳 子 議員
関 良 幸 議員	寺 島 弘 樹 議員	中 村 雅 代 議員
福 島 浩 洋 議員	小 林 一 広 議員	小 沢 晃 議員

以上12名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました12名の議員を決算特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました12名の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第15、議案第61号 令和5年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

大宮企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第61号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、先ほど設置されました決算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は決算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第62号～議案第67号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） お諮りいたします。日程第16、議案第62号から日程第21、議案第67号までは、令和5年度小布施町特別会計歳入歳出決算認定に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第62号から議案第64号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

原健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第62号から議案第64号までの説明が終わりました。

ここで、昼食のため、暫時休憩します。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

○議長（小西和実君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第65号から議案第67号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

芋川建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第65号から議案第67号までの説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号から議案第67号までを、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、決算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号から議案第67号までを、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、決算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎決算審査の報告

○議長（小西和実君） 日程第22、決算審査の報告を行います。

監査委員に決算審査の報告を求めます。

持田監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） お疲れさまです。

それでは、お手元に令和5年度小布施町一般会計・特別会計決算審査意見書というのがご

ざいますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、1 ページ目をご覧いただきたいと思います。

令和5年度小布施町決算審査意見書ということで、一般会計及び特別会計の決算審査を行った結果は次のとおりということで、決算審査とは、括弧書きしてありますが、地方自治法第233条第2項の規定による決算その他関係諸表等の計数の検証と予算執行及び事業経営が適法かつ効率的に実施されたかの検証ということになります。

1 番、審査の概要です。

審査の期日は、令和6年7月11日から8月6日の各日にち、そして、ここには記載されておりませんが、毎月例月の出納検査の日程にも併せてやっておりまして、毎月その都度審査しております。

2 番、審査の場所ですが、小布施町役場、町出先機関及び工事等施行場所、3 番として、審査の対象は以下のとおりでございますが、令和5年度小布施町一般会計歳入歳出決算、令和5年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、その下から特別会計の4項目、今までであったのは農業集落排水特別会計まで4項目、4つの特別会計がございまして、そして、令和5年度小布施町水道事業会計決算、それから地方自治法第233条第1項に規定する書類、これは会計管理者から提出されました決算書類のことでございます。次の地方自治法第241条第5項に規定する書類、これは基金に関する書類でございます。

2 番として、審査の主眼点です。

各会計の歳入歳出決算、同事項別明細、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況等に関する計数、帳票、証拠書類、事務処理等について審査いたしました。

続けて、2 ページ目、次のページですが、3 番として、審査の結果です。

まず、各会計の歳入歳出決算総括ですが、以下、先ほど来役場の担当者の方から、それぞれの数字が説明されておりますので、重複する部分が大多数、多くありますので、私のほうからは割愛させていただきます。

それで、(2)の令和5年度一般会計・特別会計款別前年度比較表についても、1 番の一般会計歳入歳出が載っておりますが、これについても、先ほどの話のとおり重複しますので、これも省略いたします。

次、4 ページ、2 番として、国民健康保険特別会計の歳入歳出、3 番の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出、5 ページ目になりますが、4 番の介護保険特別会計の歳入歳出、6 ページ目になります。それと、5 番の下水道特別会計の歳入歳出、それと、7 ページ目に入りま

すが、先ほど来、下水道もそうですけれども、農業集落排水事業特別会計の歳入歳出、それと7番の水道事業会計の①収益的収入及び支出、それと、2番の資本的収入及び支出についても、この計数については、先ほど来ご説明がありましたので、省略いたします。じっくり、増減率とか増減額の金額、大きいやつについては、改めて確認をしておいていただければと思います。

続いて、9ページにいきます。

(3) 一般会計歳入歳出決算ですが、全部説明のときにもありましたので、一部だけ抽出して読みます。

アですが、歳入合計は68億4,905万9,000円で、前年度より3億5,703万1,000円のマイナス、前年比5%の減、歳出合計は65億755万9,000円で、前年度より5,571万5,000円、前年度比0.9%の増、差引額3億4,150万円ということで、翌年度繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支額は3億792万5,000円ということになっています。

次の歳入の構成比は、先ほど来説明もありましたので、これについても省略いたします。

町税については、これも説明がございましたので、省略します。

国庫支出金についても、同様に省略させていただきます。

あとは、見ておいていただければということになります。説明もありましたので、二度手間になりますので、省略いたします。

続いて、10ページに移ります。

10ページをご覧いただきたいと思います。

10ページの真ん中辺に(4)がありまして、国民健康保険特別会計歳入歳出決算ですが、これも先ほど来説明ありますので、アだけ読み上げますと、歳入合計は11億9,376万8,000円で、前年度より2,453万6,000円マイナス、前年度比2.0%の減、歳出合計は11億8,021万8,000円で、前年度より3,714万7,000円減、前年度比3.1%の減であり、差引額は1,355万円ということでございます。以下、省略いたします。

下の(5)にいきますと、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、これも繰り返しになりますけれども、省略します。

(6)の介護保険特別会計歳入歳出決算、内容的には先ほどの説明のとおりでございますので、省略いたします。

(7)下水道事業特別会計歳入歳出決算、これについては、先ほど来、午後の部でやっていただいたとおりでございますので、省略します。

(8)の農業集落排水についても、同様に省略させていただきます。

それで、次の12ページにいきますと、水道事業会計決算ということで、これも説明あったとおりなので、このページのウだけ読みますと、財産関係について、当年度においては六川の配水管布設や低区配水池の更新が行われ、計8億8,504万円の増でありました。

次、(10)財務分析比率です。これについては、令和5年度普通会計の主な財政指標は、財政の弾力性を示す経常収支比率が87.9%、前年度は85.4%、借金返済の重さを示す実質公債費比率が5.6%、前年度が5.3%、財政の堅実度を見る実質収支比率が9.0%、前年度が20.6%と。続いて、第三セクター等の負債も含めた町の将来にわたる負債の規模を示す将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っておりますので、数値はございません。また、財政力指数は0.40、前年度が0.41ということで、ほぼ横ばいという形になります。

次の行になりますが、予算に対して、おおむね堅実かつ順調に行財政運営が行われたものと認められました。財政状況は改善してきていると言えますけれども、将来を見据えた収入をしっかりと確保していくためには心許なく、相変わらず厳しい環境は続いていると思います。

今後も健全な財政運営のために、長期的視野に立ち、緊急性や安全面等、優先順位を考慮した計画と事業を進めていただきたいと思います。

以上、令和5年度一般会計、国民健康保険特別会計ほか4件の特別会計及び水道事業会計について審査した結果、決算計数には異常はなく、適法かつ適正であることを認めました。

令和6年8月22日、小布施町監査委員、持田 宏、小布施町監査委員、関 悦子。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で監査委員の報告が終わりました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第23、議案第68号 損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

議案第68号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

宮川住民税務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第68号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号は、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第68号は、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第24、議案第69号 小布施町道路線の認定についてを議題といたします。

議案第69号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

芋川建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第69号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号は、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第25、議案第70号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更に
ついてを議題といたします。

議案第70号について、理事者から提案理由の説明を求めます。
原健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第70号の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号は、お手元に配付いたしま
した議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第70号は、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常
任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第26、陳情第1号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速や
かな救済を求める意見書提出についての陳情についてを議題といたします。
事務局職員から陳情の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎陳情第2号の上程、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第27、陳情第2号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情についてを議題といたします。

事務局職員から陳情の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第2号は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎陳情第3号の上程、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第28、陳情第3号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情についてを議題といたします。

事務局職員から陳情の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第3号は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎陳情第4号の上程、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第29、陳情第4号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情についてを議題といたします。

事務局職員から陳情の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第4号は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎陳情第5号の上程、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第30、陳情第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情についてを議題といたします。

事務局職員から陳情の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第5号は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議会報告第7号の報告

○議長（小西和実君） 日程第31、議会報告第7号 定期監査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員の報告を求めます。

持田監査委員。

〔監査委員 持田 宏君登壇〕

○監査委員（持田 宏君） 度々お疲れさまです。

それでは、令和6年度の定期監査報告の書面をご覧ください。

まず、1ページ目です。

第1、定期監査、監査の対象及び範囲ですけれども、主として令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された事務事業に関し、地方自治法第199条4項の規定に基づく財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況を監査いたしました。

2番として、監査の期日及び実施部署ですが、ご覧のとおり、7月11日の木曜日、栗ガ丘小学校、小布施中学校から始まって、以下記載されているとおり、各課を回って面接をいたしまして、8月6日の火曜日の備品検査、現場検査で、監査の期日という形になります。

監査の方法ですが、監査は町部局及び教育委員会等を含む全ての課を監査対象とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大

の効果を挙げるように、その組織及び運営の合理化に努めているか等について検証しました。

監査に当たっては、事前提出の定期監査様式の種類及び抽出により関係書類を検査・照合するとともに、事務執行の考え方、課題等について、関係職員から説明を受け、現況や現場確認についても実施いたしました。

4番目、監査の着眼点です。監査に当たっては、財務に関する事務の執行を重点的に検査することとして、あわせて、合理的、経済的、効率的及び効果的に事業が執行されているかどうかを主眼として実施いたしました。また、業務の増加による職員への負担増加を軽減する必要性や職場環境に着眼しながら監査に当たりました。

(1)として、文書事務についてです。これについては、6行目から説明いたしますと、決裁文書に鉛筆とか修正テープや修正液の修正は見当たりませんでした。文書の改ざんも見受けられず、適正に作成されている印象でありました。また、担当者印、権限者、上司の決裁印漏れも見つかりはなくて、起票日、検収日、支払い日等の不備はほとんど見当たらず、権限違反もございません。チェックが適正に行われていることを確認いたしました。

備品管理については、今後とも適正な備品管理を行っていただきたいと思います。

補助金の交付ですが、これについては、きちんとやっていただいて、記載誤りや未記載は見当たりませんでしたし、合理的な基準によって算出もやっていただいております。最後の2行になりますけれども、補助金等の需要頻度が少なく必要性が薄いものは、減額や廃止など、今後とも検討を続けていただきたいと思います。

4番目、契約事務についてですが、地方自治法施行令、小布施町契約規則、小布施町物品調達等に係る手順マニュアルに基づいて、公平性・透明性を確保するとともに、適正な事務の執行に努められたいと思います。

随意契約において、具体的な理由が決裁文書に明記されておりました。引き続き、随意契約の取扱い、ガイドラインに沿った適切な契約事務に努められたいと思います。

委託契約の見積書及び契約書等の関係書類及び帳票は、的確に管理されておりました。内容も適正と認められました。ただ、情報システム関係については、専門的な知識が要求され、見積書のチェック等に関する的確な判断が難しく、業者ベースになりがちになります。他町村との情報共有に努めて、内容等のチェックの充実を図っていただきたいと思います。

入札事務に関する取扱いについては、公正・公明な運用に努め、あわせて、職員に対する研修などにより、条例等の執務体制の強化を図ることが大事だと思います。特に業務委託契約に関しては、随意契約が多く、果たして随意契約が適切なのか、一般競争入札や指名競争

入札での対応など、しっかりと検討した上で執行していただきたいと思います。

5番目、財産管理についてですが、おのおのの財産に応じた必要な維持管理及び補修が適切に行われているか、遊休化しているものについて、解決するための方策が講じられているか、財産は効率的に運用されているか、経済性や効果に課題が見当たらないか等について着眼いたしました。

5番目、監査の結果ですが、対象とした町部局及び教育委員会を含む全ての課等の事務事業は、おおむね適正に執行されておりました。後に述べる事項については、改善・検討の必要があると認められたので、適正な措置を講じられたいと思います。

第2として、指摘事項及び所見です。

共通事項、財産状況については省略させていただきます。

イの未納に対する対応についてですが、令和5年度の町民税の徴収率は99.19%と、前年度と比べ0.85ポイント上昇しました。固定資産税は98.69%で、0.12ポイント上昇しました。国民健康保険税についても96.88%で、3.12ポイントの上昇となりました。科目別未納額では、町民税個人分、これは195万円の減、未納額の関係ですね。固定資産税116万円の減、国民健康保険税においても604万円の減となりました。全体で915万円の削減が図られました。ただし、この削減された要因として、町税総額で372万円の不納欠損処理が含まれております。滞納整理が納税者個々の実情を踏まえて、ほぼ適切に行われた結果と言えます。

なお、項目別、年度別の未納額の状況は下の表のとおりで、後ほどゆっくりとご覧いただきたいと思います。

注意書きで、星印の3番目、その他育英金貸付金の未納額は9名、473万5,500円です。この上の表には、育英金の貸付金の未納額は含まれておりません。

それと、4番目として、下水道使用料及び工事負担金と集落排水使用料及び分担金の前年度大幅増の要因は、令和6年4月から開始されている公営企業会計への移行に伴う事務処理による結果で、特段問題ございません。上の表を見ると、合計の金額がえらい増えている形になっておりますけれども、これは今申し上げた部分、公営企業会計の移行によるものですので、全く問題なく推移しております。

続いて、ウですが、職員の業務量の増大への対応についてです。職員1人当たりの業務負担の軽減と、町民サービスの向上及び組織として機能する体制を整えるため、積極的な職員採用を行ったということです。令和4年度末は109人が令和5年4月は127人で18人増、令和6年4月は134人で7人増、また、年次休暇の取得の現状を見ると、1人当たりの平均取得

日数は10.3日から10.9日、年間取得5日未満の職員数は22名から18人となりました。

次、5ページ目、次のページです。

徐々に改善傾向にはあるものの、まだ十分な休暇が取得できているとは言えません。また、1人当たりの月間平均時間外在庁時間は、令和4年度の35時間から令和5年度では31時間となり、1か月約4時間の短縮となりましたけれども、部署により差はあることなのですが、依然として長時間労働が常態化していると認められるため、個々の適切な健康を管理する上で、日頃から安定した勤務形態のマネジメントをお願いしたいところであります。特に各部署に対応を任せるだけでなく、小布施町役場としての明確な対応方針を周知徹底するなど、取組をお願いしたいと思います。

以上、労務管理上、年次休暇の取得増加や時間外勤務削減のため、職員の業務負担を軽減させるべく、具体的な対策を引き続き行っていただきたいと思います。

エ、監査資料の精度についてですが、定期監査資料の一部に記載ミスや記載漏れがございました。適正な監査を行うため、引き続き正確で丁寧な記載をお願いしたいと思います。

続いて、(2)各課・各係での指摘事項及び所見です。

総務課総務係、職員研修については、いかにレベルアップが図れるかがポイントですので、そのぐらいにしておきます。

イの年次有給休暇の取得状況、時間外勤務の実態ということで、先ほども全体的な話として申し上げましたが、各課とも、特定期に発生する残業と突発的業務に係る時間外及び出勤については把握しているように思うが、各課・各係、個人別にまちまちで、格差が大きいことは間違いありません。行事や会議が多い部署においては、休日のイベントなどの勤務における代休取得は通常業務に支障が出るなどで、取得できずにいる実態からも、課題は残っております。さらなる改善が必要だと思えます。

職場環境の改善や職員の健康管理について、定期的に衛生委員会及び職員支援会議を開催し、措置として様々な事案について改善策を検討し、実践してきたということなのですが、令和6年度、今年には、職員が休憩したりコミュニケーションを取ったりできる場を整備するため、役場食堂の改修工事を着工できることは評価できる、と。先週から始まっていますね。

管轄部署として、大胆な指導管理を徹底していただきたい。小布施町役場の職員の勤務環境の是正は、全体的な方針や具体的な指示命令が大事です。各課にお任せするだけでは、職場環境の改善にはほとんどつながらないと考えます。

次、危機管理係は、5行目に、防災機能関係、新規に災害備蓄用衛生用品、子供用紙おむつとか大人用紙おむつ、女性用生理用品の備蓄開始を令和5年度からしたということですね。

次に、広域情報係です。基幹系システムの標準化対応についてです。基幹系システムの標準化・共通化対応が、令和7年度末期限に迫っています。標準化対象業務は、住基、税務、児童手当などの20業務と団体内統合宛名などの共通業務で、1,700を超える全国の自治体で対応が必要となります。

また、それと併せて、県下16町村が参加する長野県市町村基幹系システム共同化自治体クラウドの枠組みも、今年度中に方向性を決定する必要があります。共同化の方向性について結論を出し、令和7年度当初予算へ反映させるとともに、国の最新動向を把握しつつ、基幹系のシステムベンダー、主管課と連携を取りながら、円滑な標準化移行を進めていただきたいと思います。

続いて、住民税務課です。住民課、町民サービスの向上は当たり前、また引き続きお願いしたいと思います。

イのマイナンバーカードの交付事務についてですが、マイナンバーカードの交付事務は、出張や予約制、郵便局による受付や休日夜間の受付など、積極的な対応もされました。しかし、残念なことに申請率は79.94%で、県内77市町村の中で74位、所有割合は71.52%で、これは75位、交付率89.47%で69位と、比較して大きく見劣りします。引き続き適切な事務処理に努め、町民の満足度アップを図っていただくことを望みます。また、広報活動などを充実させ、町民の理解向上に努めたいと思います。

今日の朝刊に載っていましたが、意識の違いがあって、ちょっと分かりませんが、取りあえず順位としては低いという形になっています。

あと、ごみの減量・分別・リサイクルですが、本年度における可燃ごみ、埋立てごみ、資源物は、合計で前年度比183.82トン減少した。これが多いのか少ないのか、よく分かりませんが、減少したという形になっております。

また、令和6年度には、一般廃食用油や家電4品目の回収を予定しており、一層のリサイクル推進が図れることでしょう。引き続き町報や各種研修会、自治会行事などで、広報的なPR、啓発活動を継続していただきたいと思います。

税務係です。町税と未納の対応について、先ほどもちょっとお話ししましたが、町税などの未納額の圧縮に向け、未納者に対する折衝と口座の差押えや執行停止処分などを行うなど、未納者の個別事情等を慎重に見極めた対応を継続的に行っております。

交渉記録や関連情報など個別に記録しており、明確な方針と的確な対応によって、収納率アップと未納額解消促進につながっております。これについて、他市町村と比較しても未納比率は低く、徴収率は高いです。それも年々レベルアップをしております。括弧内に、徴収率は令和5年度は99.04%、58町村中13位、令和4年度は98.6%で20位、令和3年度は98.2%で28位、令和2年度は97.5%で30位、令和元年度96.5%で38位ということで、年々レベルアップをしております。長期化・高額化・固定化しないよう、引き続き適切な対応に心がけてほしいと思います。

滞納整理プロジェクト会議の対応ですが、税務係だけでなく、各課・各係も滞納分の取組をしっかりと行い、今後とも早期の対応・解決に心がけることを望みます。また、延納者への戸別訪問、折衝や相談については、複数人で対応されるよう留意されたいと思います。督促に行って監禁されたりということも世の中にありますし、この前はどこかの税務課で、ガソリンを自分のところにまいて火をつけたとかいう話もありますので、単独で対応するとえらい目に遭いますので、複数人で対応していただきたいと思います。

続いて、ウですが、課税誤りの減少についてということで、それぞれの税目について、1人での担当となっているため、繁忙期が重なる課税時の相互チェック体制が取れていないようです。

また、人事異動によって制度の理解が追いついていない時期に、課税業務を行わなくてはならないことになって、課税誤りが起こりやすい状況になっています。いかに知識・スキルの継承を行い、相互チェック体制の構築につなげていくかが課題であります。人事異動の際は、勤務年数や経験を考慮し、また異動時期をずらすことによるミスの回避など、検討を願いたいというふうに思います。

続いて、会計室、会計業務運営についてです。収入支出が法令や財務規則、予算に基づき適正な処理がなされているかの審査や会計書類等の適切な管理と迅速な会計処理が行われております。また、検査・検収、書類の添付に不備がないか、担当課及び会計によるチェックを重ね、適正な事務処理に努められたことにより、全体の文書事務のレベルアップにつながったと思われます。引き続き、よろしくお願いいたします。

例月の出納検査においても、書類等の審査確認も行っております。つづり込み相違や押印漏れなど、ごく軽微なものが僅かに見られたものの、その都度、改善・修正を行っていただいております、特に大きな問題はありません。

例月出納検査においても、事務処理が適法かつ適正であるかを検査資料等によって計数の

正確性を確かめるとともに、伝票審査も行っております。また、毎月の検査資料の作成や伝票などの提出については、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、企画財政課です。企画交流課、ふるさと納税促進事業について、ふるさと納税の推移を見ますと、令和2年度が6億8,700万円、令和3年度が7億5,300万円、令和4年度が8億3,116万円、令和5年度は8億6,980万円と、年々上昇傾向で推移しております。しかし、今後の寄附額については、頭打ちになることが予想されますし、今後の戦略の立て直しが必要となるとのことなので、なお一層の工夫・改善に努めていただきたいと思います。

次のイは省略させていただきます。

次の補助金、助成金の見直しについても省略させていただきます。

次に、財政係です。公共施設個別施設計画、借地の見直しなどについてですが、町有財産の有効活用を図るための全庁的な小布施町ファシリティマネジメント（FM）推進会議の運営が軌道に乗りまして、好結果につながるよう期待したいと思います。あわせて、この3月に発足した行政改革推進委員会の有効活用も期待したいと思います。

適正な財政運営と財政の健全化については、当たり前のことなんですけれども、また読んでいただければと思ひます。

環境ランドデザイン推進室については省略させていただきます。

健康福祉課、地域福祉係、アの低所得世帯等の支援、これも省略をさせていただきます。

イの各種給付事業や支援事業についてですが、障害者福祉の充実、子育て支援の充実など、各種給付事業や支援事業及び補助事業などの業務遂行に努められてきたと。相談支援事業者によるサービス等利用の確認不足、本人または保護者の同意署名がないケースで、後日補正することを容認ということが、須高地区で判明したということですね。今後は手続をより慎重に行って、きめ細かな対応をお願ひしたいと思います。

高齢者福祉係、高齢者福祉施設の充実についてですが、10ページにいきます。

高齢化率は34%を超え、年々上昇中であります。高齢者等タクシー利用助成事業、個別避難計画作成事業、特殊詐欺対策サービス電話設置等補助事業など、高齢者福祉の充実のための業務を遂行していただいております。効果的な事業推進をお願ひしたいと思います。

続いて、地域包括支援センターですね。一般会計と介護保険特別会計ということで分かれておりますが、イのほうの健康福祉センターの空調設備の改修工事とLED化工事については、現場確認と書類審査を行いました、特に問題となるものはございません。職場環境の改善につながり、安心して働きやすく、また、来客というか、来る人たちも利用しやすくな

ったという形になっています。

あと、介護保険特別会計ですが、人材の確保についてですが、安定的な地域包括システムを構築し得る人材の確保は必須事項であります。主任介護支援専門員をパウル会からの出向により確保できましたけれども、より継続的に安定した職員の確保に努めていただき、円滑な運営をお願いしたいと思います。

続いて、健康係、アの健康づくりの推進、これはちょっと省略して、イの特定健診の受診率ですけれども、令和5年度が40.6%、令和4年度が36.1%、令和3年度は42.1%で推移しています。県の平均46.5%と、比較して、若干低いというレベルですね。令和5年度より集団健診の機会を年間2回、春と秋に増やして、前年度より受診者が1割強増えたということです。なお一層、保健指導の充実を図るなど、取組の強化により受診率アップを期待したいと思います。

次の国保年金係の一般会計等は省略いたします。

続いて、11ページ目、建設水道課です。都市建設係のアですが、道路・水路・河川の維持管理について、政策課題の生活環境の整備促進であります。特に町道の維持管理、舗装修繕・改良や橋梁の維持管理、補修工事、横断暗渠の修繕及び河川・水路の整備促進、維持管理・改良が主な事業でございます。

以下は省略しますね。

イのほうに移りますと、専門業務に伴う人材確保についてですが、令和5年度においては、設計に伴う工事88件のうち、64件が設計者が同じでありました。令和4年度もそれぐらいの比率で、1人の専門の方に任せている、いろいろと問題はあったところでございます。

専門業務に伴う人材不足は歴然であるため、早急な対応を望むところであります。

今年、令和6年度からは、工事設計積算業務の一部を「長野県建設技術センター」へ委託を開始予定でありまして、円滑な事務執行体制となることを期待します。

総合公園の維持管理、整備は、泥が多いなという印象ですので、また考慮をお願いしたいと思います。

国道403号整備計画ですが、須坂建設事務所で用地取得を進めているけれども、難航中のことで、前年度から同様に進展がありません。国道403号線と市庭通りの整備開発事業については相互に関連し、既に立ち上げから10年以上が経過しており、早期の着工を望むところであります。特に地元住民との交渉など、町と長野県との連携を密にして、関係各課との情報共有を図りつつ、本事業の重要性を再認識して、引き続き取組をお願いしたいと思います。

す。

次、12ページ、上下水道係、上下水道料金及び受益者負担金の未納者については、個々のケースをそれぞれ確認して、時効等で不納欠損すべきものは不納欠損処理を行うなど、適切な対応が行われておりました。引き続き適切な対応をお願いしたいと思います。

低区配水池更新事業は、予定どおり令和6年3月に竣工し、供用開始となりました。旧配水池との切替え作業は、1月下旬から2月中旬にかけて夜間作業で行われて、心配された水道水の濁りも発生せず、無事に終了し、住民の継続サービスにも支障を生じることなく、無事に終了できました。対応に当たった関係職員各位に感謝するものです。

ウ、懸案事項として、中区・高区配水池の更新計画が未策定のままで、老朽化による耐震性の低下や装置の故障、漏水事故等の発生の懸念ありと。それと、水源からの導水管や送水管の更新計画が未策定で、破断すれば即断水の懸念ありと。浄水器、ろ過機の老朽化による更新の必要性もありと。技術専門職員の不足などが挙げられております。地道に適正に、今後も計画的な対応をお願いしたいと思います。

続いて、産業振興課、農業振興係ですが、遊休農地は令和4年度12万35平米が令和5年度には12万2,883万平米と、前年比2,848平米の増でありました。それ以前は、農地の集積、有効活用の促進を行った結果、減少傾向でありましたけれども、令和5年度には増加になりました。この遊休農地の増加への対応策、発生防止策とか解消策がありますけれども、効果的かどうか、定期的な見直しを継続されたいと思います。

あと、栗の燻蒸施設が、小布施町振興公社により北部共選所内で稼働し始めました。安全に進められることを望みます。

商工振興係ですが、ア、北斎館前トイレ設備撤去後の今後の対応についてということで、北斎館の増築によりトイレが撤去され、現在でも北斎館や周辺の店舗のトイレを利用することで来訪者の対応を行っている状態。来訪者の安全確保、エリアの景観向上を目的として、北斎館バス駐車場の広場北の計画が進められております。

昨年度の指摘事項でありましたが、新規のトイレについては東側駐車場に設置することが決定されまして、令和6年12月末までには完成予定とのことでありまして、早期対応に感謝したいと思います。また、観光案内事業として、トイレマップを1万部印刷したことも評価したいと思います。

続いて、13ページ、教育委員会、子ども課、学校教育係、ア 学校管理と施設等環境整備ですが、栗ガ丘小学校、小布施小学校の学校施設の老朽化に伴う対応について、計画的な対

応と着実な実施に取り組んでいただきたいと思います。栗ガ丘小学校、小布施小学校の運営全般については、キーワードがエージェンシーということで、継続してやっていただいております。あとはちょっと省略しますので、後ほどよく確認をお願いしたいと思います。

それで、小布施中学校の下の方のところに、懸案事項として出された施設・設備関係について、現場確認を行ってまいりました。

まず、1として、体育館屋根の雨漏り、以前から懸案事項であり、修理されないまま経過されております。2階更衣室は湿気、カビの臭いが充満して、壁クロスや床コーティングの剥がれ、更衣室として使う状況ではない感じです。それと、2の体育館の冷房機器の破損、2台のうち1台が破損していると。3の体育館の照明、これがLEDに切り替えるのは、雨漏りの関係もあるから待ったがかかっているみたいで、極端に暗い状況が続いていますね。それと、4番、体育館にAEDが未設置、これは校舎の出入口にはあるんだけど、休みのときには使えないので、体育館にAEDが必要という。優先順位をつけて、早急な対応をお願いしたいと思います。

あと、エの育英金の貸付金ですが、令和4年度には特殊要因での償還がありまして、金額的には改善されたものの、未納額や未納人数に課題があります。督促・催促等の対応での見直しを図って行っていただきたい。引き続き粘り強く解消を図っていただきたい。よろしくをお願いしたいと思います。

あと、子ども家庭支援係、アの子ども家庭支援センター運営について、令和6年4月に教育委員会子ども課子ども家庭支援係内にセンターを設置、その設立に向け、昨年5月から定期的に打合せ会議を実施、各担当者の円滑な連携や職員の資質向上などのセンター機能の強化・充実を目指して、安心して相談しやすいセンター運営をお願いしたいと思います。

続いて、イトウの認定こども園栗ガ丘幼稚園とわかば保育園、つすみ保育園、エンゼルランドセンターについては、親子ともに安心・安全に生活できるよう、引き続き取り組んでいただきたい。あとはまた、読んでいただければと思います。

続いて、教育委員会の生涯学習課です。生涯学習・スポーツ振興係、生涯学習に関しては、人権同和政策、差別撤廃、人権擁護審議会、人権擁護委員、公民館管理や分館活動、北斎ホール管理、図書館管理運営、スポーツ交流事業など業務が多岐にわたっており、関係先も多いが、特段の問題は見当たりませんでした。

新事業である「小布施町中学生地域クラブ事業」では、小布施中学校部活動地域移行検討協議会が発足され、最初に小布施町中学生地域クラブが設立されました。これは、今後の地

域スポーツや文化・芸術活動等の活動に親しむ環境を整備すること並びに教職員の働き方改革をするために大変重要な事業であります。今後の取組の成果を大いに期待いたします。よろしく願いいたします。

あと、文化・芸術振興係については、読んでいただければと思います、省略します。

あと、議会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会事務局ですが、アの職場の改善について、昨年度、議場の音響システムについて、早期に更新されるように、今日は順調ですけれども、ハウリングを起こしたり、いろいろと、6月の議会まではなっていましたけれども、今日はきれいに聞こえますよね、私の声も。聞こえないですか。

〔「聞こえない」「小さい」の声あり〕

○監査委員（持田 宏君） 本当。失礼しました。じゃ、もう一回最初からやりませんか。

〔発言する人あり〕

○監査委員（持田 宏君） すみません。

それでは、あともう一つ、議場の空調設備についても同じく、早急に検討されたいということで、今日からクーラーみたいなものが、入りましたので、涼しいところもありますし、改善はされてきています。

議会の活性化についてですが、16年ぶりの議会議員選挙が行われ、新体制となりました。議会報告会は年1回の開催に、去年ですよ、とどまったが、さらに開かれた情報発信の取組として、自治会やコミュニティ単位の開催など、今継続してやっておられますけれども、期待したいと思います。

議会だより編集に当たっては、構成スタイルの変更やQRコードの導入など、新たな取組は評価したいと思います。評価したいと思うんだけど、あんまりみんな興味なさそうなので、この前、講評の時に役場の職員さん3～40人集まったんだけど、QRコード見たことある人と尋ねたら、1人だけ。だから、もっと議員さん、頑張ってくださいね、興味を示すように。

議会改革推進特別委員会が発足し、議場の環境改善やタブレット導入など、今後の新たな取組の検討など、数年にわたる活発な活動を評価したいと思います。今後の取組に注目し、成果を期待したいと思います。

最後になりますが、監査の総括です。

上の5行は省略しますね。

その結果、監査を行って、結果の概要は前述のとおりであり、町行政全般にわたる事業の

執行は、当初の予算計画に沿って、おおむね円滑かつ順調に実施されて、妥当・健全なものと認められました。また、決算審査においても、先ほど決算審査の説明をいたしました、これについても法令・規則に適合し、その計数も正確であると認められました。

それで、右側の最後の16ページに移りますと、監査全般にわたっての意見として、先行きが不透明な社会情勢の中、各種施策などで、町長をはじめ職員の方々においては、町民のために日々ご尽力されていることに敬意を表します。

小布施町は、令和6年度に町制施行70周年を迎えています。社会情勢の変化とともに多様化・複雑化する地域課題に対応し、持続可能なまちづくりを進めるための指針となる第7次総合計画の策定も行っていく年になっています。引き続き、町民のさらなる福祉・生活の向上、また安心・安全な暮らしを守りながら、今後も適正な事務の執行と安定した行財政運営に努められるようお願いしたいと思います。

2番として、小布施町職員の業務負担の軽減でございますが、徐々に改善傾向にあります。が、まだ道半ばであると思います。業務量の適正把握と事務分担の平準化、人員の適正配置、職員の健康管理、業務改善、職場環境の改善等を着実かつ適正に実行して、効果的な対応を引き続き行っていただきたいと思います。

3番、町民からより信頼される行政を行っていくためには、基本的に地方自治法をはじめとする関係法令や各事務マニュアルに対する職員の知識の習得と正しい理解、人事異動に当たっての確実な事務引継ぎが不可欠であります。その上で、業務手順の見直しや修正を行うなど、誤りの未然防止に努めていただきたいと思います。

4番目、老朽化したインフラ等、公共施設の更新を多く控えている状況にあります。このような状況に対して、適切な対応と多額の経費が必要とされているため、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立させるよう、引き続き町税等の自主財源の確保に努めて、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう整理・合理化を推進されたいと思います。

最後となりますが、今後もさらに信頼され、役に立つことのできる監査の実施に心がけてまいりたいと思います。また、自らの監査能力の向上と知識の集積を図るよう、研さんに努めてまいります。

それで、先ほどの決算審査の報告と今回の定期監査報告をやりましたけれども、端折るところ、省略したところが多かったので、これについては、詳しく確認したい方はホームページに載りますので、また確認していただきたいと思います。といっても、傍聴席は誰もいません。1人もいません。

ということで、今後とも引き続き、ご努力を切にお願いするものでございます。

令和6年8月22日、小布施町監査委員、持田 宏、小布施町監査委員、関 悦子。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、定期監査の報告を終わります。

◎議会報告第8号の報告

○議長（小西和実君） 日程第32、議会報告第8号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小西和実君） 以上で朗読が終わりました。

これをもって、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

引き続き、決算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長が共になくるときは、議長が委員会の招集日時、場所を定めて、委員長の互選を行わせるとの規定により、招集日時は本日ただいまから、場所は議会会議室と定めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時44分